

組合員資格の変更について

当組合の定款、規程により、組合員資格の変更・喪失があった場合は、組合への届け出が必要となります。就農や離農により組合員資格の変更・喪失があった場合は、お手数ですが最寄りの支店窓口にお問い合わせのうえ、お手続きをお願い致します。

正組合員資格

- 5 アール以上の土地を耕作する農業を営み、地区内に住所又は経営に係る土地や施設があるもの
- 1 年のうち 30 日以上を農業に従事し、地区内に住所又は従事する農業に係る土地や施設があるもの

准組合員資格

- 正組合員の要件に該当せず、地区内に住所が有り、組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 正組合員の要件に該当せず、地区内に勤務地が有るもので、貸付・貯金・購買・共済のいずれかの事業を 1 年以上継続して利用しており、引き続き組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 正組合員の要件に該当せず、地区外に住所が有るもので、購買・販売のいずれかの事業を 1 年以上継続して利用しており、引き続き組合の事業を利用することが適当と認められるもの

(注) 法人の組合員資格については、窓口にお問い合わせください。